

【改正】

南アルプス市事業継続計画（BCP）

[Minami-Alps City Business Continuity Plan]

令和5年 6月

南アルプス市

《目 次》

| | |
|------------------------------|------------------|
| 第 1 章 事業継続計画（BCP）の策定 | (ページ) |
| 1 計画策定の目的と方針 | 2 |
| 2 地域防災計画と事業継続計画との関係 | 3 |
| 第 2 章 前提とする大規模災害と被害想定 | |
| 1 本計画の前提とする大規模災害 | 4 |
| 2 前提とする地震 | 4 |
| 3 被害想定 | 5 |
| 第 3 章 非常時優先業務の選定と実施 | |
| 1 非常時優先業務の選定 | 7 |
| 2 非常時優先業務の実施 | 9 |
| 3 非常時優先業務数 | 10 |
| 第 4 章 事業継続に向けた取り組み | |
| 1 執務環境の整備 | 11 |
| 2 発災時の対応と職員の参集 | 13 |
| 3 実効的な事業継続計画であるために | 18 |
| (別冊) 【非常時優先業務一覧】 | 〈開始目標時間順〉 |
| 1 災害対策業務 | |
| 2 優先継続業務 | |

第1章 事業継続計画（BCP）の策定

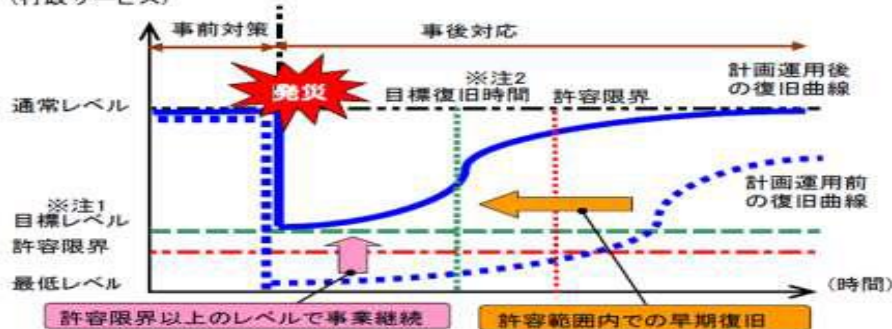
1 計画策定の目的と方針

（1）事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは

事業継続計画は、地域防災計画で定める災害応急対策や優先度の高い復旧対策と通常業務のうち、市民サービスに与える影響が重大で停止や休止することが許されない業務などの、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」としてあらかじめ抽出、特定するとともに、市役所自体も被災により制約を受ける状況下において、限られた資源を効果的、効率的に投入し、非常時優先業務がより高い水準で継続的に実施できるようにすることを目的として策定する計画である。

〈事業継続計画導入により早期復旧のイメージ〉

（行政サービス）



注1 目標レベル…… 発生時において確保されるべき、許容限界以上の業務サービス水準をいう。
注2 目標復旧時間…… 目標レベル以上で、ある一定の復旧レベルに達する時間をいう。

（2）計画策定の目的

市内全域に大きな影響を及ぼすと考えられる東海地震は、駿河トラフを震源とする地震で、前回の発生からすでに165年以上経過していることや東海地域周辺の各種の測地測量結果から、近い将来の発生が懸念されている。

このため、昭和53年大規模地震対策特別措置法が制定され、県下では、平成26年12月、本市を含む25市町村が「強化地域」に指定された。

職員自身が被災者とならないよう日頃から努め、このような大規模な地震をはじめとする大災害が発生する中であっても、災害対策の拠点となる市役所の機能低下を最小限にとどめながら、市民の生命・生活・財産・経済活動を守ることを目的とする。

（3）計画の基本方針

ア 地震による被害を最小限にとどめるために、地域防災計画に定められた業務に万全を尽くす。

イ 市役所機能が一時停止することによる市民生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、被災時にも中断が許されない通常業務の継続・早期再開に努める。

ウ ア及びイの業務継続を図るために、市職員が被災後も業務に従事できるための対策を行うとともに、早期参集等による必要な人事の確保及び庁舎・電力・通信等に係るその他の業務資源の確保に努める。

エ ア及びイの業務継続を図るために、優先的に継続しなければならない業務以外の通常業務については、積極的に休止・縮小する。

2 地域防災計画と事業継続計画との関係

(1) 地域防災計画と事業継続計画が対象とする業務

ア 南アルプス市地域防災計画は、市が市民、事業者、各関係団体等と連携して実施すべき予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画である。災害時に市が実施する業務は対策部ごとに定められているが、必ずしも市庁舎や職員が被災することは前提としていない。

また、通常業務で継続するものがあることも前提としていない。

一方、事業継続計画は、市庁舎や職員が被災することを前提に、業務資源の確保等の観点から、地域防災計画で定められている業務や優先的な継続業務といった「非常時優先業務」が、いつの時点からどの程度実施可能かを検証し、その実現のための具体的手順を定めるものである。つまり、事業継続計画を策定することにより、地域防災計画の実効性が担保されるのである。

ただし、地域防災計画は、事業継続計画により実行性が担保され続けるだけでなく、事業継続の観点から検証を行い、必要に応じて地域防災計画そのものの見直しを行うものとする。

イ 非常時優先業務は、優先度の高い通常業務（優先継続業務）、応急対策業務・優先度の高い復旧業務（災害対策業務）に分類できる。このうち、災害対策業務は、地域防災計画においても扱う業務である。

(2) 地域防災計画と事業継続計画の比較

| 対 象 | 地域防災計画 | 事業継続計画（BCP） |
|------------------|---------------------------------------|--|
| 想定事象 | すべての災害 (地震・風水害等) | すべての災害 (地震・風水害等) |
| 行政の被災 | 想定する必要がない。 | 庁舎・職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に検討 |
| 事務従事者への 物資の確保 | 必要事項でない。 | 業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討 |
| 役割分担 | 自治体や防災関係機関等の 防災業務 | 庁内の各部課の活動 |
| 対象事務 | すべての防災業務について 予防、応急・復旧対策（体制・方針等）を検討 | 非常時優先業務を対象とする (災害時応急対策業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含む)。 |

第2章 前提とする大規模災害と被害想定

1 本計画の前提とする大規模災害

本市において生起するおそれのある災害は、地震災害、土砂災害、洪水、大規模火災、雪害等が挙げられる。この中で、地震災害は市全域が被災すること及び災害発生の予測や災害前の避難が不可能であることから、他の災害と比較し、災害応急対策の業務量が非常に多くなるとともに、電気・通信・道路等の公共インフラの被害により、対処が最も困難となる災害であると考えられる。以上のことから、本計画においては、大規模地震災害を想定する。また、水害等其他の大規模災害についても、本計画を準用するものとする。

2 前提とする地震

(1) 南アルプス市で発生する地震

南アルプス市に被害を及ぼすと考えられる地震としては、東海・東南海・南海連動型地震（南海トラフ地震）、南関東直下プレート境界地震（南関東直下型地震）、及び山梨県内及び県境に存在する活断層による地震の3つが想定されており、想定結果の数値上は、本市東部境界を縦断する「釜無川断層地震」による被害が最大となっている。

しかし、この中で発生する可能性が高く、かつ被害が甚大となり、市に多くの影響を及ぼすものを選定する。

(2) 計画の前提となる地震

前項より、本計画で前提とする地震は、南海トラフ地震とするべきであるが、細部の被害想定が明示されていないため、当面の間、平成17年に山梨県が発表した「山梨県東海地震被害想定調査報告書」における「東海地震（マグニチュード8.0）」とする。なお、地域防災計画の被害想定は同想定に基づいているが、本計画では、より実行性を高めるため最新の想定に基づくものとする。

ア 前提条件

| | |
|---------|--------------|
| 想定地震 | 東海地震 |
| 震源 | 静岡県西部～駿河湾 |
| マグニチュード | 8.0 |
| 震度 | 震度6弱及び5強 |
| 発生時期・時刻 | 冬の夕方18時 予知なし |

イ 前提条件における被害の特徴

- ①住宅・飲食店等で火気器具の利用が多い時間帯であるが、出火件数が最も多くなり、火災による消失面積が増大し、死者も発生する。
- ②商店街等では、帰宅や飲食などのため多数の人が滞留するとともに、建物倒壊等による屋間人口の死傷者数が最大になる。
- ③道路交通状況は、ほぼラッシュ時に近い状況で、人的被害や交通機能支障による影響が拡大する。（帰宅困難者が発生）
- ④エレベーターの閉じ込めが発生する。
- ⑤公的機関等では、一定程度の人員が確保され、災害対策本部等が速やかに設置される。

ウ 発生時間が異なった場合に特に注意する点

- ①発生時刻が冬の深夜・早朝時に発生した場合は、市民のほとんどが自宅で就寝中であるため、出火件数は少ない。しかし、建物倒壊等により夜間人口の死傷者が最大となる。また、公的機関等が始業前であるため、非常配備体制における人員配置に支障が出る。
- ②発生時刻が勤務時間中の場合、庁舎の被害状況によっては、職員や来庁者に人的被害が生じる。

| |
|---|
| (参考) 夜間人口：69,459 人 ・ 昼間人口：63,698 人 (R2国勢調査) |
|---|

3 被害想定

被害想定にかかる数値は、「H17山梨県東海地震被害想定調査報告書」による。

(1) 人家被害想定

| 状 況 | 斜面崩壊 | 揺れ・液状化 | 火 災 | 合 計 |
|-----|------|--------|-----|-------|
| 全 壊 | 1 | 255 | 11 | 267 |
| 半 壊 | 3 | 1,740 | 0 | 1,743 |
| 計 | 4 | 1,995 | 11 | 2,010 |

(2) 人的被害想定

| 内 容 | 斜面崩壊 | 建物被害 | 火 災 | 合 計 |
|------|------|------|-----|-----|
| 死 者 | 1 | 3 | 1 | 5 |
| 重傷者 | 1 | 23 | 1 | 25 |
| 軽傷者 | 1 | 211 | 2 | 214 |
| 要救助者 | 0 | 16 | 0 | 16 |

(3) ライフライン等被害想定

| 内 容 | 被害状況 | 復旧予想 | 備 考 |
|------|-----------------------|-------------------------------------|---|
| 上水道 | 直後の断水率 86.5% | 1日後 57.8% 1週間後 5.3% 復旧日数 約1ヶ月 | 直後の断水需要家数 23,231戸 1週間後の断水需要家数 1,423戸 (H24 地方公営企業決算 状況調査書による) |
| 下水道 | 被害率 1.1% | 復旧日数 約1ヶ月 | 機能支障家数 90戸 |
| LPガス | 機能支障率 8.7% | 復旧日数 約1~2週間 | 機能支障家数 1,879戸 |
| 電 力 | 停電率 45.3% | 復旧日数 約5日 | 停電戸数 13,655戸 |
| 電 話 | 通信機能支障率 4.9% | 復旧日数 約1週間 | 通信機能支障件数 1,434件 |
| 携帯電話 | 基地局等の施設 の影響は受けにくい。 | 復旧日数 約3日 | 通話の集中による輻輳※1が 発生する可能性がある。 |

※1「輻輳(ふくそう)」…電話回線やインターネット回線において利用者のアクセスが特定の宛先に集中することにより、通常行えるはずの通話・通信ができなくなる状況

(4) 交通施設等被害想定

| 内 容 | 被 害 状 況 |
|-----|---|
| 道 路 | 甲斐早川線の築山地区の一部区間及び国道52号線（甲西バイパス）の富士川町境界付近で大規模な被害が発生する可能性があり、また、県道42号線のほぼ全区間、韮崎・南アルプス・中央線のほぼ全区間、富士川・南アルプス線の全区間及び甲府・南アルプス線のほぼ全区間、並びに甲斐早川線の県道42号線交差点付近と築山地区から芦安支所の各区間で軽微な被害が発生する可能性が高い。 |
| 河 川 | 中央市及び市川三郷町境界の釜無川において、液状化の影響により被害が発生する可能性、また、御勅使川の沓沢地区においては、斜面崩壊により河道が堰き止められて被害が発生する可能性がある。 |
| バ ス | 運行中止 |

(5) 避難生活者等想定

(単位：人)

| 内 容 | 避難所生活者数 | 避難所外避難者数 | 住居制約者数 |
|------|---------|----------|--------|
| 1日後 | 9,370 | 5,323 | 15,211 |
| 1週間後 | 2,841 | 1,529 | 4,370 |
| 1ヶ月後 | 518 | 278 | 796 |

第3章 非常時優先業務の選定と実施

1 非常時優先業務の選定

(1) 非常時優先業務の選定方法

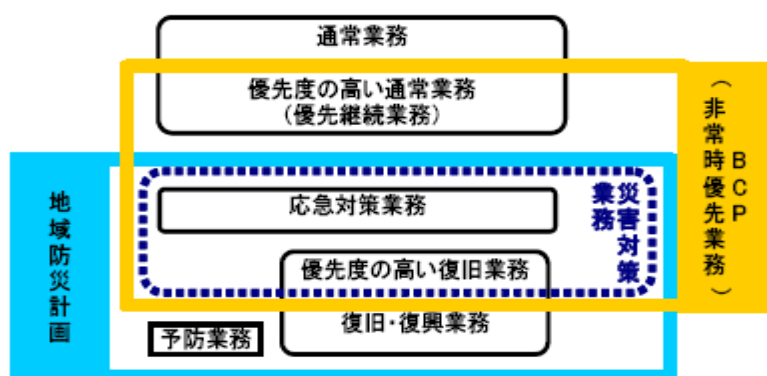
地震発生後は直ちに災害対策本部が設置され、市は避難所の設置、道路の復旧等多岐にわたる災害対応に当たらなければならない。一方、通常業務については、市民への行政サービスとして継続しなければならない。

ただし、地震が勤務時間外に発生した時は、職員自身も被災する場合があります、十分な人数での対応ができない可能性がある。

マンパワーなどの資源が制約される中で、災害対応と通常業務すべての業務を行うことは困難となる。

そこで、本計画では、災害対応と通常業務をすべて洗い出した上で、災害時に市として優先的に行わなければならない業務を「非常時優先業務」として選定する。

非常時優先業務は、「災害対策業務」と「優先継続業務」の大きく2つに分けられる。



ア 災害対策業務

地域防災計画では、市、県及び関係機関が行う業務として予防業務、応急対策業務、復旧業務が定められている。そのうち、市が災害時に行わなければならない業務を本計画では「災害対策業務」とする。該当する業務は、地域防災計画で災害対策本部の分掌事務としている業務の一部である。

イ 優先継続業務

通常業務のうち、市民の生命・生活・財産・経済活動等を守るための観点から、災害時においても継続が必要な業務を本計画では「優先継続業務」とする。

業務レベルについては、災害が発生すると平常時より低下する。

(2) 非常時優先業務の基本的な考え方

ア 災害発生時には、市民の生命・身体・財産を保護し、被害を最小限にとどめることを第一とし、災害対策業務を最優先に実施する。

イ 災害対策業務の実施に必要となる人員や資機材を確保するため、災害対策業務以外の通常業務については一旦停止する。

ウ 優先継続業務については、災害対策業務に影響を与えない範囲で行うこととする。

- エ 災害対策業務に必要となる人員や資機材等の確保・配分は、全庁的に調整する。
- オ 災害対策業務に必要な人員が確保できない場合は、応援職員を充てるものとする。

(3) 業務の優先区分

災害時に行う各対策部及び各課の業務すべてを、下記の「選定基準」に分類する。

いつまでに着手するかという「業務開始目標時間」を設定することとし、開始時間の早い業務から、災害時に行う非常時優先業務の優先順位となる。

なお、区分に該当しない業務（2週間以上）については一定期間休止・延期とする。

ア 通常業務の業務選定については、「南アルプス市行政組織規則」等に定める業務を基に行い、そのうち優先的に行う業務を、優先継続業務とする。休止業務については本計画書への掲載は省略する。

イ 通常業務（優先継続業務）が災害対策業務と重複されている業務については、災害対策業務とする。

〈業務開始目標時間別の選定基準表〉

| 区 分 | | 業 務 内 容 |
|------------------|---------|--|
| 初 動 対 応 | 1時間 以内 | 職員・市民の安全確保と緊急初動体制各班が最優先に取り組む業務 状況を把握するための情報収集を中心とした業務 |
| | 3時間 以内 | 状況を把握し、組織的に対策を講ずる必要がある業務 |
| 緊 急 対 応 | 12時間 以内 | 発災当日に行う業務としての必要があると思われる業務 |
| | 1日 以内 | 消火や救助活動などの緊急性の高い業務 |
| | 3日 以内 | 復旧に専念する期間及び必要不可欠な通常業務 |
| 復 旧 対 応 | 1週間 以内 | 震災関係の各種手続きの業務を含め、市民生活に大きな影響を及ぼす業務 |
| | 2週間 以内 | 主要な業務として再開すべき業務 |

2 非常時優先業務の実施

(1) 非常時優先業務（災害対策業務及び優先継続業務）の遂行

発災後は非常時優先業務を遂行していくこととなる。

非常時優先業務のうち災害対策業務については、地域防災計画に記載があるが、それをどのタイミングでどのように行うか、それを行うに当たってどのような問題があるのかといった分析はなされていない。また、災害対策業務を最優先とする中で、優先継続業務をどのように継続していくかを検討する必要もある。

そこで本計画では、災害対策業務と優先継続業務をすべて抽出し、個々の業務についてその業務の担当所属、具体的な業務内容、業務開始目標等をまとめた。

本計画策定後、各所属は本計画で列挙した各種非常時優先業務について、明示されたタイムスケジュールに沿って業務遂行ができるように、ボトルネック（業務継続の阻害要素）を洗い出し、対策を検討するものとする。

(2) 職員の応援について

ア 考え方

対策班（部）ごとに災害対策業務は定められているが、災害対策業務の規模や必要人員等は被災規模や状況で変化する。職員の対応や人員配置については、災害時に優先すべき業務を見極めた上で、適切に行わなければならない。

また、災害対策業務は長期間に及ぶことが考えられる。このため、業務を継続して行うためには、交替で業務を行っていくなどの必要性もある。

イ 応援体制

- ① 災害対策業務に必要となる人員の確保・配置は全庁的に調整する。
- ② 災害対策業務に必要な人員が確保できない場合は、応援職員を充てるものとするが、第一義的には部間の応援は実施せず、対策部内での対応を行う。対策部内での対応が困難な場合は、対策部間での応援職員の配置を行うものとする。
- ③ 非常時優先業務のうち、資格・業務経験が必要な業務については、過去に在籍した職員を優先的に応援させるものとする。退職者の活用等も検討する。
- ④ 災害対策業務のうち、長期間におよぶ業務については、交替用の班を編成するなどして、継続して業務を遂行できるよう検討しておくこと。
- ⑤ 災害時には委託事業者においても、被災することが想定される。マンパワーを要する委託業務については、市職員が対応する必要があるのかについて等、必要事項については、事前に確認を行うこと。
- ⑥ 災害対策業務のいくつかについては、他自治体からの応援職員や災害ボランティアを受け入れて業務を行うこととなる。これらのマンパワーを効率よく活用できるよう、必要な事項については事前に確認を行うこと。

3 非常時優先業務数

(1) 災害対策業務

| 対策部名 | 初動対応 | 緊急対応 | 復旧対応 |
|----------------|-------|------|-------|
| | 3時間以内 | 3日以内 | 2週間以内 |
| 総務対策部 | 52 | 13 | 15 |
| 総合政策対策部 | 33 | 18 | 3 |
| 市民対策部 | 19 | 21 | 0 |
| 保健福祉対策部 | 27 | 17 | 4 |
| 産業観光対策部 | 12 | 19 | 0 |
| 建設対策部 | 21 | 9 | 0 |
| 会計対策部 | 2 | 9 | 1 |
| 教育対策部 | 25 | 15 | 4 |
| 企業対策部 | 51 | 59 | 3 |
| 消防対策部 | 21 | 1 | 0 |
| 協力対策部 | 4 | 0 | 0 |
| 合 計 (478) | 267 | 181 | 30 |

(2) 優先継続業務（通常業務）

| 部 名 | 初動対応 | 緊急対応 | 復旧対応 |
|----------------|-------|------|-------|
| | 3時間以内 | 3日以内 | 2週間以内 |
| 総務部 | 19 | 11 | 49 |
| 総合政策部 | 11 | 4 | 9 |
| 市民部 | 0 | 12 | 24 |
| 保健福祉部 | 8 | 25 | 33 |
| 産業観光部 | 0 | 3 | 13 |
| 建設部 | 8 | 1 | 13 |
| 会計課 | 0 | 5 | 3 |
| 教育委員会 | 12 | 33 | 36 |
| 上下水道局 | 20 | 13 | 0 |
| 消防本部 | 24 | 14 | 12 |
| 議会事務局 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員事務局 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 (415) | 102 | 121 | 192 |

第4章 事業継続に向けた取り組み

1 執務環境の整備

非常時優先業務を遂行するためには、本庁舎等災害対応の拠点となる施設は、災害時においても通常時と同等の機能を保っていなければならない。

万一被災した場合には、迅速に機能を回復させる必要がある。

(1) 非常時における本庁舎及び支所、その他施設の主な耐震化状況

- ①市役所庁舎（本館）は、平成15年度に耐震改修工事完了
- ②市役所庁舎（新館）は、平成30年度（平成31年3月）完成
- ③公立小中学校の校舎と体育館は、全22校で耐震改修工事完了
- ④その他、避難所となり得る施設の耐震耐火への強化促進

ア 本庁舎の現状

| | | |
|-----|-----|---|
| 電 気 | 本館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時は自家発電にて一部電灯に電源を供給（フロア電源、照明、空調、トイレなど部分使用） ・ 自家発電は無給油で18時間運転可能 |
| | 西別館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時は自家発電にて一部電灯に電源を供給（フロア電源、照明、空調、トイレなど部分使用） ・ 自家発電は無給油で8時間運転可能 |
| | 新館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 停電時は自家発電にて電源を供給（フロア電源及び照明部分使用、トイレなど部分使用、空調使用不可） ・ 自家発電は無給油で72時間運転可能 |
| 水 道 | 本館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道（手洗い、飲料、トイレ）有効水量：約4.5 m³ ・ 使用可能期間 上水道 約0.5（10 m³/日） |
| | 西別館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道使用不可（手洗い、飲料、トイレ） |
| | 新館 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道使用不可 ・ 中水道（トイレ水洗、マンホールトイレ5基使用可）：210m³ |
| 電 話 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家発電稼働中は、本館・西別館・新館とも全て使用可能 |

(2) 非常時における情報システム対応について

情報システムは、市の業務遂行に当たって必要不可欠なインフラであり、被害を受けた場合は最優先に復旧すべきものである。

ア 現状

| | |
|--------|--|
| 情報システム | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時に電力供給が遮断されると自家発電に切り替わる。 ・ 基幹系システムについては、情報システム担当内の端末にて暫定稼働し、一部の異動処理及び証明発行を実施する。 ・ 本庁舎での暫定稼働は、通信回線障害、ネットワーク機器、端末機器等障害、電力供給遮断などの発生が想定されるので困難と思われる。 |
|--------|--|

(3) 非常時における通信対応について

災害時には、一般電話及び携帯電話は通信の途絶・輻輳によりつながりにくくなることが想定される。その際には、衛星電話、防災行政無線、防災用簡易デジタル無線を活用して、避難所、市施設、市内関係機関等連絡を取り、情報の収集及び発信を行う。

ア 現状

| | |
|-----|--|
| 通 信 | <p>I. 南アルプス市防災行政無線システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ○防災行政デジタル無線（屋外スピーカーで市民へ通知） 市内191箇所に屋外スピーカーを設置 震度4以上の地震が来た場合は、自動的に放送が流れる。 ○防災用簡易デジタル無線（防災地域連絡職員を中心に活用） 固定局8箇所、移動局100台 配置 ○消防無線 消防本部保有『消防専用デジタル無線機』 移動局 70台 <ul style="list-style-type: none"> ①緊急車両 21台 ②卓上固定型（八田署・甲西分遣所） 2台 ③可搬型（持運び可） 2台 ④携帯型（防災危機管理課含む） 45台 <p>受令器 165台（災害現場の活動に使用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①支 所 5台 ②職 員 85台 ③団 員 72台 ④指令課 3台 <p>II. 災害時優先電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時、電話が輻輳し、かかりにくい場合には、あらかじめ NTT 東日本山梨支店に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設との通信を確保する。 なお、災害時優先電話は、発信専用として活用する。 |
|-----|--|

(4) 非常時における職員への対応

災害時には、職員は帰宅せずに数日間業務に従事することが想定される。

市防災備蓄倉庫の保管分の物資は、市内の避難所に不足しているものを補うことを優先とするので、職員が業務に従事できる環境のためには、職員の参集可能人数と業務従事日数に応じた数量を整える必要がある。（南アルプス市防災備蓄計画より）

ア 現状（市防災備蓄倉庫の主な保管品目・R5.4現在）

| | |
|-------|--|
| 食 料 | アルファ米、サバイバルフーズ、ビスケット |
| 飲 料 水 | 保存水、給水タンク、ウォーターバッグ |
| ト イ レ | 簡易トイレ、携帯トイレ、トイレットペーパー |
| そ の 他 | 毛布、懐中電灯、電池、拡声器、マスク、段ボールベッド カセットコンロ、ブルーシート、簡易間仕切、投光器、発電機 |

2 発災時の対応と職員の参集

(1) 地域防災計画による配備基準

《「南アルプス市地域防災計画」》

| | 配備基準 | 活動内容 | 配備要員 |
|------|---|--|--|
| 第一配備 | 1 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 2 震度4の地震を観測したとき。 3 その他市長が配備を指令したとき。 | 1 気象情報等の収集・伝達 2 被害発生状況の把握 3 住民への広報 4 震度4の地震を観測したときは、県に被害報告 | 防災危機管理課防災担当職員 配備基準1の(1)(2)(3)については水防配備体制による。 |
| 第二配備 | 1 次の警報の一以上が発令されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 (4) 暴風警報 2 その他市長が配備を指令したとき。 | 1 気象情報等の収集・伝達 2 被害発生状況の把握 3 住民への広報 4 応急資機材の準備 5 防災関係機関との連絡 6 必要な応急対策活動の実施 | 上記職員 道路整備課職員 農林土木課職員 配備基準1の(1)(2)(3)については水防配備体制による。 |
| 第三配備 | 1 大規模災害が発生したとき。 2 震度5弱以上の地震を観測したとき。 3 その他市長が配備を指令したとき。 | 1 情報収集・伝達、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動の速やかな実施 2 震度5強以上の地震を観測したときは、県のほか消防庁にも報告するものとする。 | 全職員 |

(2) 動員の伝達及び配備 《「南アルプス市地域防災計画」》

ア 勤務時間内における伝達及び配備

- 各種気象注意報が発令された場合、水防配備体制の準備とともに、防災危機管理課防災担当職員は、気象情報の収集に努め、今後の気象の動向に注意する。
- 各種気象警報が発令された場合は、水防配備体制を取るとともに、防災危機管理課、道路整備課及び農林土木課各職員は警戒体制とし、気象情報の収集に努め、被害発生状況の把握に努める。
- 大規模な地震が発生した場合は、震度に応じた自動配置とし、該当職員は、速やかに所定の場所へ配置につき、総務対策部長は、本部長（市長）に連絡するとともに、庁内

放送、電話等により職員への周知を図る。

- ・ 被害等の状況により、本部長（市長）が震度と異なった体制をとる決定をした場合、総務対策部長は、直ちに関係各対策部長に当該体制を通知するとともに、庁内放送、電話等により周知する。
- ・ 関係各対策部長は、総務対策部長から緊急連絡があった場合は、直ちに、各班長に連絡し、班員にあらかじめ定められた所掌事務を行うよう指示する。

イ 勤務時間外における伝達及び配備

- ・ 各種気象注意報が発令された場合、水防配備体制の準備とともに、防災危機管理課防災担当職員は、自宅待機にて、気象情報の収集に努め、今後の気象の動向に注意する。
- ・ 各種気象警報が発令された場合、水防配備体制を取るとともに、防災危機管理課、道路整備課、農林土木課各職員は、速やかに登庁し、警戒体制を取り、気象情報の収集に努め、被害発生状況の把握に努める。
- ・ 地震に伴う職員の配備は、発生した地震の震度に応じて、緊急参集あるいは自宅待機とする。

なお、甚大な被害が発生し、配備体制の引上げ等により職員を緊急招集する場合には、緊急連絡システムに基づき緊急招集する。

- ・ 震度3の地震発生
各職員は、テレビ、ラジオ等で地震情報に注意するとともに、緊急配備命令にも対応できるように自宅待機する。
- ・ 震度4の地震発生
防災危機管理課職員は、速やかに登庁し、地震情報の収集及び被害状況等の把握に努める。
- ・ 震度5弱以上の地震発生
災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに市庁舎、支所等に参集する。

(3) 発災時の対応

- ア 大地震が起きた場合は、何よりも自分自身の身の安全を図ること。その上で、家族や同僚など周囲の人たちの安全や火の始末（初期消火）等を行う。また、可能であれば、テレビ・ラジオ・防災行政無線等で地震の規模を確認し、負傷した人の応急措置を取りつつ、余震に備えること。
- イ 事業継続のためには、職員の安否確認が重要であるだけでなく、職員が安心して業務に専念できるようにするために、その家族の安否確認が重要となる。各所属においては平常時より非常時の職員の安否確認の方法について検討するとともに、各職員は家族の安否確認の方法について家庭内で検討しておくこと。
- ウ 参集の可否に関わらず、職員は、自己及び家族の安否の状況等の報告を所属長に行うものとする。
- エ 参集は原則徒歩によることとし、自家用車は使用してはならない。自転車又はバイクを使用する場合は、緊急の交通規制や道路閉塞により通行できない可能性に留意すること。特に、バイクについては、発災後の交通の混乱により事故のおそれがあるので十分注意すること。
- オ 参集途上中の被害状況の把握を行い、所属長に報告を行う。

(4) 参集可能職員

参集可能人員の算出は、令和5年4月1日現在における職員とし、参集は、原則として徒歩（時速約3～4km）、自転車、バイクによる設定とした。

【職員参集状況想定】

(単位：人)

| 部 局 名 | | 参 集 人 員 | | | 参 集 時 間 | | |
|---------|-----------------|---------|-----|-----|---------|-----|--------|
| | | 人 数 | 市 内 | 市 外 | 1 h | 3 h | 3 h 以上 |
| 市 長 | | 1 | 1 | | 1 | | |
| 副 市 長 | | 1 | 1 | | 1 | | |
| 教 育 長 | | 1 | 1 | | 1 | | |
| 総務対策部 | 部 長 | 1 | 1 | | 1 | | |
| | 防災危機管理班 | 7 | 7 | | 7 | | |
| | 総 務 班 | 9 | 8 | 1 | 9 | | |
| | 人 事 班 | 7 | 6 | 1 | 6 | 1 | |
| | 管 財 班 | 8 | 5 | 3 | 7 | 1 | |
| | 税 務 班 | 20 | 17 | 3 | 16 | 4 | |
| | 納 税 班 | 11 | 10 | 1 | 10 | 1 | |
| 計 | | 63 | 54 | 9 | 56 | 7 | |
| 総合政策対策部 | 部 長 | 1 | 1 | | 1 | | |
| | 政策推進班 | 7 | 7 | | 7 | | |
| | 秘 書 班 | 7 | 7 | | 7 | | |
| | 財 政 班 | 7 | 6 | 1 | 4 | 3 | |
| | ふるさと振興班 | 6 | 5 | 1 | 5 | 1 | |
| | 南アルプスIC新産業拠点整備班 | 8 | 8 | | 8 | | |
| 計 | | 36 | 34 | 2 | 32 | 4 | |
| 市民対策部 | 部 長 | 1 | 1 | | 1 | | |
| | 市民活動支援班 | 9 | 8 | 1 | 7 | 1 | 1 |
| | 国保年金班 | 15 | 11 | 4 | 6 | 8 | 1 |
| | 環 境 班 | 9 | 8 | 1 | 7 | 2 | |
| | 戸籍市民班 | 15 | 13 | 2 | 10 | 5 | |
| | 窓口サービスセンター班 | 32 | 28 | 4 | 21 | 5 | 3 |
| 計 | | 81 | 69 | 12 | 52 | 24 | 5 |

| | | | | | | | |
|---------|----------|----|----|----|----|----|---|
| 保健福祉対策部 | 部 長 | 1 | 1 | | 1 | | |
| | 福祉総合相談班 | 14 | 11 | 3 | 8 | 5 | 1 |
| | 障がい福祉班 | 13 | 12 | 1 | 13 | | |
| | 介護福祉班 | 22 | 16 | 6 | 15 | 5 | 2 |
| | 子育て支援班 | 14 | 12 | 2 | 11 | 3 | |
| | こども家庭相談班 | 9 | 9 | | 7 | 2 | |
| | 健康増進班 | 26 | 20 | 6 | 13 | 13 | |
| | 計 | 99 | 81 | 18 | 68 | 28 | 3 |
| 産業観光対策部 | 部 長 | 1 | 1 | | | 1 | |
| | 農政班 | 11 | 10 | 1 | 10 | 1 | |
| | 観光推進班 | 6 | 6 | | 6 | | |
| | 観光施設班 | 5 | 3 | 2 | 1 | 4 | |
| | 商工振興班 | 6 | 5 | 1 | 6 | | |
| | 農業委員会班 | 5 | 3 | 2 | 3 | 2 | |
| | 計 | 34 | 28 | 6 | 26 | 8 | |
| 建設対策部 | 部 長 | 1 | 1 | | 1 | | |
| | 道路整備班 | 10 | 9 | 1 | 10 | | |
| | 都市計画班 | 8 | 6 | 2 | 6 | 2 | |
| | 管理住宅班 | 8 | 8 | | 5 | 3 | |
| | 農林土木班 | 7 | 7 | | 7 | | |
| | 合 計 | 34 | 31 | 3 | 29 | 5 | |
| 教育対策部 | 部 長 | 1 | 1 | | 1 | | |
| | 教育総務班 | 7 | 3 | 4 | 3 | 4 | |
| | 学校教育班 | 11 | 10 | 1 | 9 | 2 | |
| | 生涯学習班 | 10 | 9 | 1 | 6 | 4 | |
| | 文化財班 | 8 | 7 | 1 | 6 | 2 | |
| | 市立図書館班 | 11 | 11 | | 6 | 5 | |
| | 市立美術館班 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 | |
| | 学校給食センター | 8 | 6 | 2 | 5 | 2 | 1 |
| | 計 | 59 | 48 | 11 | 38 | 20 | 1 |

| | | | | | | | |
|---------|----------|-----|-----|----|-----|-----|----|
| 上下水道対策部 | 局長 | 1 | 1 | | 1 | | |
| | 水道総務課 | 5 | 5 | | 5 | | |
| | 経理課 | 6 | 5 | 1 | 4 | 2 | |
| | 給排水課 | 7 | 6 | 1 | 7 | | |
| | 工務課 | 9 | 9 | | 9 | | |
| | 浄水管理課 | 6 | 6 | | 3 | 3 | |
| | 計 | 34 | 32 | 2 | 29 | 5 | |
| 消防対策部 | 消防長 | 1 | 1 | | 1 | | |
| | 管理班 | 3 | 3 | | 3 | | |
| | 消防班 | 4 | 4 | | 4 | | |
| | 予防班 | 6 | 6 | | 6 | | |
| | 指令班 | 7 | 7 | | 7 | | |
| | 消防署班 | 65 | 64 | 1 | 57 | 8 | |
| | 計 | 86 | 85 | 1 | 78 | 8 | |
| 会計 | 会計班 | 6 | 6 | | 6 | | |
| | 工事検査班 | 3 | 3 | | 3 | | |
| | 計 | 9 | 9 | | 9 | | |
| 協力 | 議会事務局班 | 5 | 4 | 1 | 4 | 1 | |
| | 監査委員事務局班 | 2 | 2 | | 2 | | |
| | 計 | 7 | 6 | 1 | 6 | 1 | |
| 合計 | | 545 | 480 | 65 | 425 | 110 | 10 |

- ※ ・保健士、保育士、学校司書、派遣及び休職職員等は除く。
・上下水道対策部の対策班は、課を解体し再編成となるため、課における集計とした。

3 実効的な事業継続計画であるために

(1) 計画の継続的改善

事業継続計画は、当初から緻密な精度を備えることができるものではなく、全庁的な取り組みや試行的な取り組みを行い、その経験も活かした上で、継続的な見直しを行うことが必要である。

また、平常時から、業務継続に取り組む意識を組織に確実に根付かせることが、何よりも重要であると心得る必要がある。

業務継続力の持続的な改善を行うマネジメントシステムを構築する第一段階が事業継続計画の「策定」であり、計画に基づく訓練や、実際の地震等災害への対処、定期的な点検作業等を通じて計画の問題点を洗い出し、その是正を検討し、さらに計画を更新するという継続的改善のサイクルを通じて、より良いものに改訂していくことが重要である。

常に実効性のある計画になるように、以下の場合にあっては、事業継続計画を点検し、必要により見直しを検討する。

- ア 地域防災計画との不整合が生じた場合
- イ 地域防災計画に改訂があった場合
- ウ 組織体制所管事業等に改正があった場合
- エ 訓練等により改善点が判明した場合
- オ その他必要があった場合